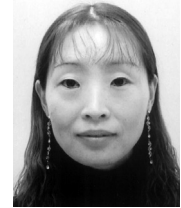


# 日中における補償金請求権<sup>\*\*</sup>



中国弁理士・中国弁護士 Lin Jun<sup>\*\*</sup>

## 要約

中国専利法第13条においては、日本と同様に補償金請求権を認めており、出願人は出願公開後、その発明を実施した単位<sup>(1)</sup>又は個人に対し、相応の実施料を請求することができる。しかし、この補償金請求権の行使に関し、発生要件、補償金額の算定方法、特許権行使との関係等について明文の規定が存在しないため、判例を分析する必要がある。特に補償金請求権の行使と特許権の行使との関係について、中国最高人民法院は「仮保護期間内に実施された行為が不法行為とならないため、その行為に基づく後続の実施行為については、専利権者（特許権者）の許可を得なくても当然許すべきものである」との考え方を判示した。本稿では、中国の補償金請求権に関する法律、判例等を日本と比較しつつ、補償金請求権に関する日中間の相違点を解説する。

## 目次

1. はじめに
2. 日中における補償金請求権の類似点
  - (1) 補償金請求権制度の存在
  - (2) 補償金請求権を行使することが可能な時期
  - (3) 損害賠償金より低額となる補償金
  - (4) 差止請求権の不存在
  - (5) 補償金請求権を行使することが可能な発明の技術的範囲
3. 日中における補償金請求権の相違点
  - (1) 補償金請求権の発生要件
  - (2) 特許権の行使の妨げ
  - (3) 補償金請求権の特効
  - (4) 補償金対象たる行為
  - (5) 特許無効とされた場合の既払い補償金の返還義務
4. その他
  - (1) 実用新案権との関係
  - (2) 早期公開
5. まとめ

## 1. はじめに

特許制度は、有用な発明をなした発明者またはその承継人に対し、その発明の公開の代償として、一定期間、その発明を独占的に使用しうる権利（特許権）を国家が付与するものである。日本の特許法及び中国の専利法<sup>(2)</sup>では、原則として出願日から1年6ヶ月（優先権の主張がある場合、その優先日から1年6ヶ月）を経過した場合、特許出願は特許公開公報により公開される。特許公開により、他人の目に触れ、模倣される恐れが生ずるが、特許権がまだ付与されていない段

階で、特許権と同等の保護（例えば、差止請求権や損害賠償請求権）を与えることは妥当でないとしても法的に不安定な状況に置かれる。そこで、日本の特許法（以下、「日本特許法」）及び中国の専利法（以下、「中国専利法」）では、出願公開後から特許権の設定登録前までに業としてその発明を実施した者に対し、出願人が補償金の支払を請求することができる、補償金請求権を設けている。中国における補償金請求権は日本と類似する側面があるものの、いくつかの相違点が存在している。本稿では、補償金請求権に関する中国の最新判決を分析することを通じて、補償金請求権に関する日中間の相違点を解説する。

## 2. 日中における補償金請求権の類似点

### (1) 補償金請求権制度の存在

日本では、特許法第65条1項において補償金請求権を認め、出願人は出願公開された特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告を行った後特許権の設定の登録前に、業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許されていたとした場合の実施料相当額の補償金の支払を請求することができる。

<sup>\*</sup> 大阪大学大学院法学研究科博士前期課程（知的財産法プログラム）学生

<sup>\*\*</sup> 本稿は、筆者の個人的見解を述べたものです。河野特許事務所 所長 河野英仁 弁理士に私の拙い日本語を丁寧にチェックしていただきました。記して感謝申し上げます。なお、ありうるべき誤謬は筆者に帰するものです。

一方中国においても専利法第13条において日本と同じく補償金請求権を認め、出願人は発明専利の出願が公開された後に、その発明を実施した単位又は個人に対し、相応の実施料を請求することができる。

以上から、日中には補償金請求制度が存在し類似している。

## (2) 補償金請求権を行使することが可能な時期

日本では、特許法第65条2項において、補償金請求権を行使することが可能な時期は特許権の設定登録後である旨を規定している。

一方中国においては、専利法第68条2項において、発明専利出願の公開後から専利権付与前までに当該発明を実施したものが相応の実施料を支払っていない場合に、「専利権者」が実施料の支払を求める訴訟の時効を2年とし、専利権者がその実施を専利権付与日の前に既に知った場合でも、前述訴訟の時効を専利権付与日から起算する旨を規定している。補償金請求権を行使することが可能な時期は、専利権が付与された後でなければならないと解されている<sup>(3)</sup>。

以上から、補償金請求権を行使することが可能な時期を特許権の設定登録後とする点で日中両制度は類似している。

## (3) 損害賠償金より低額となる補償金

日本では、特許法第65条1項において補償金を、その発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額(実施料相当額)と定めている。同条第6項で準用としない特許法第102条3項では、特許権侵害の不法行為による権利者の被った損害を賠償する損害賠償金を、「故意又は過失により特許権又は専用実施権の侵害がされたときは、その特許発明の実施料相当額を損害の賠償として請求することができる」と規定し、「本項の規定に基づき請求できる実施料程度の金銭は最小限であって、四項前段に規定しているようにより多くの損害があったことを立証してその賠償を受けることを妨げるものではない<sup>(4)</sup>」とし、実施料相当額は損害賠償金の最小限の金額であると位置付けている。

一方中国においては、専利法第13条において補償金を「相応の実施料」と定めているものの、その「相応の実施料」についての具体的算定方法については規定が設けられていない。これに対し訴訟裁判所では、「専利権侵害の損害賠償の判定において、侵害者の侵

害行為により得た全ての利益を原告に賠償するのに対して、仮保護期間の実施料は『相応の実施料』に過ぎないので、専利権侵害の損害賠償に関する基準を適用してはならない。それゆえ、製品のコストや売り上げ利益などを考慮しながら、当該実施者にも適切な利益を残すべきである<sup>(5)</sup>と判示している。このような考え方を示した判例として、2004年8月6日、北京市第一中級人民法院(地方裁判所)(2003)一中民初字第8425号判決<sup>(6)</sup>および2008年12月1日、浙江省寧波市中級人民法院(地方裁判所)(2007)甬民初字第339号判決<sup>(7)</sup>などがあり、出願公開中の実施行為により得た利益から一定の割合をその実施者に残したうえ、製品の価額、実施の期間、ライセンス料、権利の種類等を総合的に参酌して補償金の額を決定すると判示した。

以上から、日中では補償金を特許権侵害行為による損害賠償金より低い金額としている点で類似している。

## (4) 差止請求権の不存在

日本では、差止請求権について「特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる(日本特許法第100条1項)」と規定している。差止請求権は特許権者又は専用実施権者の権利であるので、出願人は、出願公開された後特許権の設定の登録までの間に業としてその発明を実施した者に対し、実施料相当額の補償金の支払を請求することができるが、その実施の停止又は予防を請求することは認められていない<sup>(8)</sup>。

一方中国においては、専利権に基づく差止請求権は、民法通則第118条の規定により、公民、法人の専利権が侵害された場合、侵害の停止、影響の除去、損害の賠償を要求することができる<sup>(9)</sup>と定められており日本と同様に差止請求権は、専利権の存在を前提としている。しかしながら、中国において「出願公開後の補償金請求」と「専利権侵害」を混同した見解があり、出願公開された後に専利権の設定登録がされていないが、出願人が自己の発明を実施した者に対して差止を請求したケースはしばしば発生している。これに対して、裁判所は、差し止め請求権を有さないと判示している<sup>(10)</sup>(下線は筆者において付した)。また後掲・2011年11月20日、中国の最高人民法院(最高裁に相当)は(2011)民提字第259号判決において、「専利法では、出願人が発明専利の出願公開後から専利権付与

前まで（すなわち専利仮保護期間）に当該発明を実施した単位又は個人に対して相応の費用の支払を請求することができる、すなわち専利仮保護期間実施料を請求できると規定しているが、出願人は、専利仮保護期間内における当該発明を実施する行為に対し差し止め請求権を有さない』と判示した<sup>(11)</sup>。

以上から、日中では出願公開された後特許権の設定の登録までの間に、出願人が業としてその発明を実施した者に対し差し止め請求をすることは認められない点で、類似する。

### （５） 補償金請求権を行使することが可能な発明の技術的範囲

日本では、特許法第 65 条において、補償金請求権を「業としてその発明を実施した者に対して、その発明が特許発明である場合に」行使することができるので、その実施が文言上特許発明の技術範囲に属した場合は疑義の余地なく補償金請求権の行使が可能となるが、その実施が均等により特許発明の技術範囲に属した場合は、補償金請求権を行使することが可能か否かについて、法に明文の規定がない。このような場合について、訴訟実務では、「均等により技術的範囲に属する場合にも補償金請求をすることができる」と判示した裁判例がある<sup>(12)</sup>。なお、特許法第 65 条 6 項で特許法第 101 条の規定を準用していることから、特許発明の実施に該当しない行為であっても、特許法第 101 条で規定された特許権侵害を惹起する蓋然性の高い予備的行為、つまり「間接侵害」とみなす行為についても、補償金請求をすることはできる。

一方中国においては、専利法第 13 条は、補償金請求権を「その発明を実施する単位又は個人に対して」行使することができるので定めている。その実施が専利発明の技術範囲に属するか否かの判断にあたって、司法解釈<sup>(13)</sup>によれば、訴えられた技術方案に請求項に記載された全ての技術的特徴と同一あるいは均等なものが含まれている場合、それが専利権の保護範囲に入っていると認定しなければならない<sup>(14)</sup>となっている。従って、補償金請求事件の裁判において、裁判所は、実施が文言上だけでなく均等により特許発明の技術範囲に属するか否かを判断して補償金請求権の行使の可否を裁判している。例えば 2005 年 9 月 26 日浙江省高级人民法院は（2005）浙民三終字第 156 号判決〔蔡朗春 v. 仏山石湾鷹牌陶瓷有限公司等専利権利侵害紛

争控訴事件〕において、特許権者である原告の仮保護期間による補償金請求及び特許権侵害賠償請求に対し、裁判所は、被告の製品が均等により原告の特許発明の技術範囲に属したと判断し、被告が原告の経済的損失を賠償するよう命じた。なお、特許発明の実施に該当しない行為であっても、特許権侵害を惹起する蓋然性の高い予備的行為、つまり「間接侵害」とみなす行為について補償金請求を認めるか否かを判示する判決は見当たらなかった。

以上から、日中では出願公開後特許権の設定登録までの間に、業として実施されたものが文言上だけでなく均等により特許発明の技術範囲に属した場合でも、補償金請求の対象となり得る点で、類似する。

## 3. 日中における補償金請求権の相違点

### （１） 補償金請求権の発生要件

日本では、特許法第 65 条において、補償金請求権の発生は、①出願公開されたこと、②出願公開後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提出して、出願に係る発明の実施者に警告したこと、又は、警告しない場合でも出願に係る発明の実施者が出願公開された特許出願に係る発明であることを知っていたこと、③警告後（実施者が知っていた場合は警告不要）特許権の設定登録前に、出願に係る発明の実施者が業として発明を実施したことを要件としている。警告を要件としたのは、補償金請求権がこの規定により創設されるものであり、その範囲を明確にするためである、また、審査を経ていない特許出願について行われる出願公開をすべて読むことを第三者に義務付けるのが適切でなく、第三者に対して突然の補償金請求をする不意打ちを防止するためであるとの見解がある<sup>(15)</sup>。よって、特許出願人は、実施者に対し補償金を請求するためには、その者が悪意である場合を除き、原則として出願公開時の特許請求の範囲に記載されている発明の内容、あるいは出願公開後に特許請求の範囲に関する補正をした場合にはその補正後の発明の内容を記載した書面を提示して警告する必要がある<sup>(16)</sup>。また、警告後に特許請求の範囲に関する補正を行った場合、その補正後に再度の警告が必要か否かについて、日本の最高裁は、第三者に対して突然の補償金請求という不意打ちを防止し、警告ないし悪意を要件とした立法趣旨に照らして、最判昭和 63 年 7 月 19 日民集 42 卷 6 号 489 頁〔アースベルト事件〕において、「その補正が元

の登録請求の範囲を拡張、変更するものであって、第三者の実施している物品が、補正前の登録請求の範囲の記載によれば考案の技術的範囲に属しなかったのに、補正後の登録請求の範囲の記載によれば考案の技術的範囲に属することとなった時は、出願人が第三者に対して実用新案法13条の3に基づく補償金支払い請求をするためには、右補正後に改めて出願人が第三者に対して同条所定の警告をするなどして、第三者が補正後の登録請求の範囲の内容を知ることを要するが、その補正が、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内において補正前の登録請求の範囲を減縮するものであって、第三者の実施している物品が補正の前後を通じて考案の技術的範囲に属するときは、右補正の後に再度の警告等により第三者が補正後の登録請求の範囲の内容を知ることを要しないと解するのが相当である。」<sup>(17)</sup>と判示した。

一方中国において、補償金請求権の発生は、①出願公開されたこと、②出願公開後から専利権の設定登録前までにその発明を実施したことを要件としている。また、日本の事前警告を要件とせず、公開された請求の範囲と専利権付与された保護の範囲とが異なった場合、どちらを基準にして補償金請求可否を判断するかについて見解が分かれている。中国国家知識産権局(特許庁)が出版した『中国専利法詳解』において、「注意しなければならないのは、発明特許出願が公開された後他人が発明を実施する行為は公開された発明特許出願の保護範囲内にあり、同時に特許権を付与された保護範囲内にもあることが必須であり、そのとき初めて費用の支払いが必要となる。もしもある発明特許出願が公開されたときの保護範囲が広く、最終的に許可された保護範囲が狭く、実施行為が公開時の権利要求の保護範囲内にのみあり、特許権が付与された権利要求の保護範囲にない場合は、他人が実施する技術構想は特許保護を受けられないものであると表明でき、それゆえ実施料を支払う必要がない。それに反し、もしもある特許発明出願が公開されたときの保護範囲が狭く、最終的に許可された特許の保護範囲が広い場合は公開時の保護範囲にもとづいて実施料を支払うべきか否かを判断しなければならない。なぜなら当時公衆は公開時の権利要求しか見ることができなかつたのであり、公衆が公開された発明を実施しているか否かを判断するのはこの権利要求(請求項)によるしかないからである。この状況の下において、もしも権利付与時

の広い保護範囲を根拠とするならば、公衆にとって不公平になってしまう」<sup>(18)</sup>との見解が書かれている。中国国家知識産権局(特許庁)の見解に基づく判決、例えば2000年11月28日、江蘇省高級人民法院(地方高等裁判所)の(2000)蘇知終字第84号判決〔蔣柏平 v. 李磊専利出願公開後専利権付与前実施料支払い及び専利侵害事件〕がある。この事件において、公開された請求の範囲は「周波数変換器の製作方法」であったが、実質上ケーブルテレビ終端装置の信号処理方法を述べており、広い権利範囲を請求していた。しかし、専利権が付与された保護範囲は、「ケーブルテレビ終端装置の信号処理方法」及び「ケーブルテレビ終端装置の信号処理装置」であり、公開された請求の範囲に比して減縮されている。同判決においては、専利権付与された保護の範囲のうち、保護範囲が減縮された「ケーブルテレビ終端装置の信号処理方法」を基準にして、専利権者の補償金請求を認めた。

一方、中国国家知識産権局(特許庁)と異なる見解を持つ学説では、専利権付与された保護の範囲を基準に補償金請求可否を判断すべきである、としている。その理由は、最終的に法律的效果を有するのは専利権が付与されたもののみであり、仮に使用者が公開されたものを前提として行動したとしても、権利侵害可否の判断は最終的に専利権付与されたものによらなければならないとの説明がなされている。この学説によれば、専利権付与された保護の範囲より公開された請求の範囲のほうが広いはずであり、専利権付与された保護の範囲を基準にして補償金請求可否を判断すれば異議が生じない。また、稀に専利権付与された保護の範囲が公開された請求の範囲より広い場合、審査に問題があり、行政ルートを通じてその問題を解決する必要がある<sup>(19)</sup>、との見解がある。判例では専利権付与された保護の範囲を基準にして判示されており、例えば、2010年2月26日、浙江省高級人民法院は(2009)浙知終字第188号判決〔寧海市明光機電設備製造有限公司 v. 余根生発明専利仮保護期間実施料紛争控訴事件〕において、仮保護期間での保護範囲を、専利権付与された保護の範囲を基準とすると判示された。

公開された請求の範囲と専利権付与された保護の範囲とが異なった場合、どちらを基準にして補償金請求可否を判断すべきかについて、中国の最高人民法院による権威的な判断基準が見当たらなかつたが、筆者の個人的な見解は、中国特許庁の見解、つまり公開され

た請求の範囲と専利権付与された保護の範囲のうち狭いほうを基準にして補償金請求可否を判断するのはより妥当であると考えられる。その理由は、「専利権付与された保護の範囲」を基準とする説では、クレームの補正が当初の開示範囲を超えないとの規則で、専利権付与された保護の範囲が必ず当初の開示範囲より狭いことを根拠としており、違和感が生じるからである。権利範囲の画定は、「当初の開示範囲」ではなく、開示範囲のうち特許出願人が請求した「権利請求の範囲」となる。出願公開後特許出願人は、実体審査の請求時又は実体審査段階進入通知を受領してから3ヶ月以内に自発的補正をすることができる（中国専利法実施細則第51条）。自発的補正では、当初の開示範囲を超えないければ、権利化しようとする権利請求の範囲を広げることが許されているので、自発的補正によって公開された請求の範囲を広げる補正をすれば、実体審査を経て専利権付与された保護の範囲が公開された請求の範囲より広い場合もあり得る。例えば、前述した江蘇省高級人民法院（地方高等裁判所）の（2000）蘇知終字第84号判決にて解決された事件では、補正によって公開された請求の範囲になかった「ケーブルテレビ終端装置の信号処理装置」が、実体審査を経て専利権を付与されている。また、仮に審査の段階で何らかの問題が起こったため専利権付与された保護の範囲が公開された請求の範囲より広い場合を、全て行政ルートによる解決に委ねると、紛争解決が遅延する恐れがあり、訴訟経済に反する問題も挙げられる。よって、公開された請求の範囲と専利権付与された保護の範囲のうち狭いほうを基準にして補償金請求可否を判断するのはより妥当であると考えられる。

## （2）特許権の行使の妨げ

日本では、特許法第65条4項において、補償金請求権と特許権との関係について規定し、補償金請求権の行使が特許権の行使を妨げないことを明確にしている。「出願公開中にメーカーが補償金を支払って製造した機械を買い受けて特許後にその機械を業として使用している者も、当該特許権にもとづく差止請求等を免れることはできない。出願公開中の実施により製造した物について特許権にもとづく差止請求権等の行使を免れるためには、特許出願人と実施者との間で、その旨の特約を結ぶ必要がある。」<sup>(20)</sup>

一方中国においては、補償金請求権と専利権との関

係について明文の規定は存在しないが、判例において2011年11月20日、中国の最高人民法院は（2011）民提字第259号〔深圳市坑梓自来水有限公司 v. 深圳市斯瑞曼精細化工有限公司、深圳市康泰藍水処理設備有限公司 専利権侵害事件の再審事件〕において、補償金請求権と専利権との関係について明示した。事件は以下のとおりである。

### ① 事件の性質

専利権侵害紛争事件

### ② 書誌的事項

第一審：広東省深圳市中級人民法院（2009）深中法民三初字第94号判決

原告：深圳市斯瑞曼精細化工有限公司（以下「原告 X」という）

被告1：深圳市康泰藍水処理設備有限公司（以下「被告 Y1」という）

被告2：深圳市坑梓自来水有限公司（以下「被告 Y2」という）

第二審：広東省高級人民法院（2010）粵高法民三終字第444号判決

上訴人1：深圳市康泰藍水処理設備有限公司（被告 Y1）

上訴人2：深圳市坑梓自来水有限公司（被告 Y2）

被上訴人：深圳市斯瑞曼精細化工有限公司（原告 X）

再審：最高人民法院（2011）民提字第259号判決

申立人：深圳市坑梓自来水有限公司（被告 Y2）

判決日：2011年12月20日

関連条文：「専利法」第13条

### ③ 事件の概要

#### I 事実関係

##### I-1 発明の保護範囲

原告 X は、「高純度二酸化塩素調製設備」と称する発明につき、2006年1月19日中国国家知識産権局（特許庁）に発明専利出願を行った。2006年7月19日にその出願は公開され、2009年1月21日専利権が付与された。専利権登録番号は、200610033211.0（以下、211号専利と称する。）である。

出願公開時の請求項5の範囲は次のとおりである。

「高純度二酸化塩素調整設備であって、パイプラインを通じて順次接続された液体計量槽 (1, 2), 計量ポンプ (3, 4), ベンチュリ管装入器 (8), 気液分離器 (12) を備え、ベンチュリ管装入器 (8) の入口端は空気入口 (7) に対して接続され、計量ポンプ (3, 4) とベンチュリ管装入器 (8) との間のパイプライン上に加熱器 (5, 6) を設けている、高純度二酸化塩素調整設備。」

専利権が付与された請求項 1 の範囲は次のとおりである。「高純度二酸化塩素調整設備であって、2つのパイプラインを通じて順次接続された、第一液体計量槽 (1) 及び第一計量ポンプ (3), 第二液体計量槽 (2) 及び第二計量ポンプ (4) を備え、当該 2つのパイプラインはベンチュリ管装入器 (8) を介して気液分離器 (12) に達し、ベンチュリ管装入器 (8) の入口端は空気入口 (7) に対して連続され、第一計量ポンプ (3) 及び第二計量ポンプ (4) と、ベンチュリ管装入器 (8) との間のパイプライン上において第一加熱器 (5) 及び第二加熱器 (6) をそれぞれ設けられている、高純度二酸化塩素調整設備。」

鑑定の結果、出願公開時の請求項 5 と専利権が付与された請求項 1 とは保護範囲が一致している。

### I - 2 実施行為

2008 年 10 月 20 日、被告 Y2 と被告 Y1 は、二酸化塩素発生設備に関する売買契約を締結し、被告 Y1 が二酸化塩素発生設備 (以後、「イ号製品」と称する。) を被告 Y2 に販売し、被告 Y2 に対してイ号製品の組み立て、テスト、修理、点検等技術支援及びアフターサービスを提供することを約束した。

2008 年 12 月 30 日、被告 Y1 は、前記イ号製品について領収書の発行を完了させた。

被告 Y2 は、被告 Y1 に納品してきた前記イ号製品を使用して水道水の消毒・浄化を行い、消毒・浄化された水を公衆に提供している。

### I - 3 提訴

2009 年 3 月 16 日、原告 X は、211 号専利の侵害を理由に、被告 Y1 と被告 Y2 を被告として、広東省深圳市中級人民法院へ提訴した。原告 X は、被告 Y1 に専利権に係る発明の製造、販売、販売の申出行為の差し止めを、被告 Y2 に専利権に係る発明の使用行為の差し止めをそれぞれ請求した。さらに、原告 X は、両被告に対して、両被告の前記侵害行為により被った損

害の賠償及び利益保護のために支出した合理的な費用を請求した。

2009 年 4 月 20 日、原告 X の証拠保全申立に応じ、第一審の広東省深圳市中級人民法院は、被告 Y2 の現場に立ち入り、使用中の被告 Y1 産イ号製品に対して証拠保全を行った。

## II 第一審判決、第二審判決

### II - 1 第一審判決

広東省深圳市中級人民法院は、審理を通じて第一審判決を以下のとおり判断した。

i イ号製品の構成と原告 X の有する 211 号専利の構成とを照合した結果、イ号製品は 211 号専利権へ均等侵害をしていると認定された。

ii 被告 Y1 の実施行為と被告 Y2 の実施行為は、211 号専利の出願公開後から専利権付与前まですなわち仮保護期間において実施された行為、及び専利権付与後において実施された行為に分けて検討すべきである。

被告 Y1 の製造・販売行為は主に 211 号専利の出願公開後から専利権付与前までに実施された。また、被告 Y2 の使用行為及びその使用行為に対して被告 Y1 が提供した修理、点検等技術支援及びアフターサービスは、専利権付与される前後に渡って実施され、さらに本件訴訟に至った後にも継続的实施されてきた。なお、被告 Y1 は被告 Y2 の使用行為に対して幫助を提供し、その幫助行為は、被告 Y1 による販売行為の後続的行為であり、イ号製品に対する使用行為の共同構成となる。

iii 原告 X は出願公開後から専利権付与前までの両被告の実施行為に対して仮保護期間実施料を請求できるが、裁判所の釈明を受けたにもかかわらず両被告に対して仮保護期間実施料を請求せずに専利権侵害に基づく損害賠償を請求し続けた。

原告 X 及び被告 Y1 並びに被告 Y2 は共に深圳市にある企業であり、いずれも水処理設備の製造や販売、使用に従事する企業であるため、被告 Y1 と被告 Y2 は、本件専利権に係る発明をある程度把握していると解すべきである。また、被告 Y1 と被告 Y2 は、本件 211 号専利の権利付与後乃至本件訴訟中まで、イ号製品を使用し続けているので、善意の利用者とは言えず、専利権侵害による賠償責任を負わなければならない。但し、被告 Y2 の水道水消毒・浄化処理業務が社会公益に及ぶことを考慮し、被告 Y2 にイ号製品の使

用停止を命ずることをしないが、被告 Y1 と被告 Y2 は共同でその侵害行為による損害を賠償しなければならない。

広東省深圳市中級人民法院は上記のように判示し、被告 Y1 と被告 Y2 に対し、損害賠償責任を共同で負うよう判決を下した。

## II - 2 第二審判決

被告 Y1 と被告 Y2 は、この判決を不服とし控訴したが、第二審である広東省高級人民法院は、原審を維持する判決を下した<sup>(21)</sup>。

また、被告 Y2 の善意使用抗弁に対して、広東省高級人民法院は次の理由で抗弁を認めなかった。「坑梓自来水公司（被告 Y2）（括弧書きは筆者において追加した。以下同じ。）と斯瑞曼公司（原告 X）はいずれも水処理業種に従事する企業法人であり、同一行政区画である深圳市において業務を行っており、同地域にある同業者の技術・設備について知っていると解すべきである。坑梓自来水公司（被告 Y2）は、本件訴訟が原審の裁判所に提起された後も、その使用した製品が本件専利権を侵害している可能性があるとして知っていたにもかかわらず、被疑侵害製品（イ号製品）の使用停止をしなかった。それゆえ、合法的な供給源を通じて、通常の売買契約及び合理的価格により康泰藍公司（被告 Y1）に納品してきた被疑侵害製品が合法的な供給源による抗弁を構成するとの坑梓自来水公司（被告 Y2）の主張<sup>(22)</sup>は認められない。」

## III 再審判決

被告 Y2 は最高人民法院に再審を申し立てた。2011 年 12 月 20 日に最高人民法院は（2011）民提字第 259 号判決で、第一審及び第二審判決を取り消し、原告 X の請求を棄却した。理由は以下のとおりである。

「専利法では、出願人が発明専利の出願公開後から専利権付与前まで（すなわち専利仮保護期間）に当該発明を実施した単位又は個人に対して相応の費用の支払を請求することができる、すなわち専利仮保護期間実施料を請求できると規定しているが、出願人は、専利仮保護期間内における当該発明を実施する行為に対し差し止め請求権を有しない。それゆえ、専利仮保護期間内に当該発明を実施する行為は、専利法に禁止される行為とならない。専利仮保護期間内に被疑侵害製品を製造、販売、輸入する行為が専利法により禁止さ

れていない以上、後続行為である使用、販売申出、販売行為は、専利権者の許可を得なくても許すべきものであると解すべきである（下線は筆者において付した）。換言すれば、専利権者は、専利仮保護期間内製造、販売、輸入した被疑侵害製品を第三者が後続的に使用、販売申出、販売する行為に対して、禁止する権利を有しない。勿論、そうすることは、専利権者がその発明を実施した者に対して専利法第 13 条による相応の費用の支払いを請求する、権利の行使を否定するものにはならない。専利仮保護期間内製造、販売、輸入された被疑侵害製品について、販売者、使用者が合法的な供給源を提供した場合、その販売者や使用者は適当な実施料を支払う責任を負わない（下線は筆者において付した）。ここでの『合法的な供給源』は、正当的且つ合法的な商業ルートに基づいて当該製品を得られたことを指すが、必ずしもその販売者や供給者が当該製品を提供した時関連行政規定を満たすことを考慮しなければならないとは限らない。本件において、康泰藍公司（被告 Y1）（括弧書きは筆者において追加した。以下同じ。）が被疑侵害製品を販売した行為は専利仮保護期間内に行われており、専利法に禁止されるものではない。それゆえ、坑梓自来水公司（被告 Y2）が購入してきた被疑侵害製品を後続的に使用する行為も許すべきものであると解すべきである。よって、坑梓自来水公司（被告 Y2）による後続的な使用行為は本件専利権を侵害していない。同じ理由で、本件専利権付与後において、坑梓自来水公司（被告 Y2）による被疑侵害製品の後続的使用行為に対して康泰藍公司（被告 Y1）が提供したアフターサービス行為も本件専利権を侵害していない」。

## ④ 解説

本件事件は、日本特許法を準拠法とした場合と中国専利法を準拠法とした場合では、まったく異なる結論が導かれる。日本特許法を準拠法とすれば、「出願公開中に被告 Y1 が補償金を支払って製造した機械を買い受けて特許後にその機械を業として使用している被告 Y2 も、当該特許権にもとづく差止請求等を免れることはできない。」ことになるし、「出願公開中に被告 Y1 が補償金を支払わずに製造した機械を買い受けて特許後にその機械を業として使用している被告 Y2 も、当該特許権にもとづく差止請求等を免れることはできない。」ことにもなる。なお、本件では、社会公

益に及ぶことを考慮し被告 Y2 の使用行為への差し止めを命ずるか否かについての別論になるであろう。

日中間で上記の異なる結論が導かれる原因として、主に以下の 2 つがある。

第一に、特許仮保護期間における補償金請求について、日本特許法では、補償金請求権の行使が特許権の行使を妨げないこととし、補償金を支払った発明の実施により得られた製品について、特許権の設定後に業としてその製品に基づく実施行為は、特許権者の許諾を得ないで特許発明を実施する行為に該当した場合、当該特許権にもとづく差止請求等を免れることはできない。一方、中国の制度によれば、仮保護期間内発明の実施により得られた製品について、専利権の設定後のその製品に基づく実施行為は、権利者の許諾を得なくても当然許容されたものと解され、専利権の行使から免れる。

すでに補償金が支払われたものについて、『このような機械には、以後仮保護の権利や特許権の効力が及ばない（いわゆるパテントフライ（patentfrei）とする立法論もあるが、その立法論に対して、『補償金請求権の行使だけで差止請求権や損害賠償請求権の行使を認めないとすることは、本来受けるべき発明の保護を出願公開によって著しく弱めることを意味するので、パテントフライ論は妥当ではない<sup>(23)</sup>』と言う批判的な見解がある。あくまでも補償金の支払いがあったことを前提にして、以後仮保護の権利や特許権の効力が及ばないとするパテントフライの立法論に対して、前述した中国最高人民法院の判決によれば、専利仮保護期間内に実施された行為が不法行為とならないため、その行為に基づく後続的实施行為については、専利権者の許可を得なくても当然許すべきものである、との考え方が判示された。そうすると、専利権者が仮保護期間内に実施された行為に対して補償金請求権の行使をしようがしまいが、専利権付与後に行われた後続的的行為については何らの請求もできないと言えよう。発明専利出願の公開により、本来受けるべき発明の保護が過小とならざるを得ないので、権利行使の際に注意すべきである。また、権利取得する際、必要に応じて実用新案専利出願との同時出願も考慮に入れるべきであり、詳細については後述する。

第二に、善意使用・販売の抗弁について、日本法ではその抗弁を認めないとしたのに対して、中国法では善意使用・販売の抗弁<sup>(24)</sup>を認めている。つまり、中国

専利法によれば、善意使用・販売（専利権侵害製品であることを知らなかった）について合法的供給源（正当且つ合法的な商業ルートに基づくもの）を証明できれば、専利権侵害であると認定されながらも、善意使用・販売する者は損害賠償責任を免れ得る。本件の事件で、中国最高人民法院は、善意使用・販売の抗弁を仮保護期間に行われた実施行為にも適用できると判示した。この点、補償金請求の際、請求先の選定に注意すべきである。

### （3） 補償金請求権の時効

日本では、特許法第 65 条 5 項において、民法第 724 条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）を準用し、補償金請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知ったときには、特許権の設定の登録の日から 3 年間、特許権の設定の登録後に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知ったときには、民法の原則どおり知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅すること、としている。

一方中国においては、専利法第 68 条 2 項において、発明専利出願の公開後から専利権付与前までに当該発明を実施した者が適当な実施料を支払っていない場合は、専利権者が料金の支払を求める訴訟の時効を 2 年とし、専利権者が当該発明を実施したことを知った、又は、知り得た日から起算すること、としている。ただし、専利権者が専利権付与日の前に既に知った、又は、知り得た場合は、専利権付与日から起算する。

### （4） 補償金対象たる行為

日本では、特許法第 65 条 1 項において、特許出願人の出願公開があった後に第三者の実施行為に対して警告をした場合、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、補償金の支払を請求することができる、としている。補償金の対象たる行為は、警告後から特許権の設定登録前までに実施された行為となる。

一方中国においては、警告を補償金発生の要件としていないので、専利法第 13 条によれば、発明専利の出願が公開された後、出願人はその発明を実施した単位又は個人に適当な対価の支払を請求することができる、としている。補償金の対象たる行為は、出願公開後



から専利権の設定登録前までに実施された行為となる。

#### (5) 特許無効とされた場合の既払い補償金の返還義務

日本では、紛争の蒸し返しの防止や、特許権侵害訴訟等の紛争解決機能、企業経営の安定性等の観点から、平成23年法改正により特許法第104条の4が新設され、特許権侵害訴訟や補償金請求訴訟等の当事者であった者は、この特許権侵害訴訟、補償金請求訴訟等の判決確定後に、特許を無効にすべき旨の審決等が確定したことを、再審において主張できない旨を定めることにより、再審を制限することとした。また、補償金請求権の遡及的消滅に伴い、その補償金は、法律上の原因なく支払われたものとなり、不当利得として返還されると考えられる（民法第703条、第704条）が、特許法第104条の4の括弧書きに関する立法主旨を考慮し、再審の訴えとは関係なく、損害賠償、不当利得返還の請求もできないであろう。また、特許権者が特許権発生前の「使用許諾」を通して相手側から実施料を受け取っていた場合、契約時明確の約束がなければ、特許権が無効とされた場合当該実施料が不当利得に該当するか否かが問題となる。特許権無効についての裁判事例が見当たらなかったが、使用許諾の契約後補正によって特許請求の範囲が減縮された場合、大阪地方裁判所の平成21年4月7日判決（平成18年（ワ）第114219号判決）の判断を特許無効の場合に当てはめると、実施契約締結後、特許権発生日までの間について、対象実施は許諾特許の技術的範囲に含まれ、その実施料の受領が法律上の原因を欠くとはいえないため、契約時に明確な約束がなければ、使用許諾による実施料（補償金）の不当利得返還請求権は認められないであろう。

一方中国において、専利法第47条2項<sup>(25)</sup>において、専利権が無効とされた場合の効果を規定している。本条によれば、専利権無効の審決が、専利権が無効される前に人民法院が下しかつ既に執行された補償金支払いの判決や既に履行された実施許諾契約に対して、遡及力を持たないものとするので、実施料を返還せず公平原則に明らかに違反している場合を除き、既払い補償金（実施料）の返還請求は認められない。

## 4. その他

### (1) 実用新案権との関係

前述した日中間補償金請求権の相違点、特に補償金

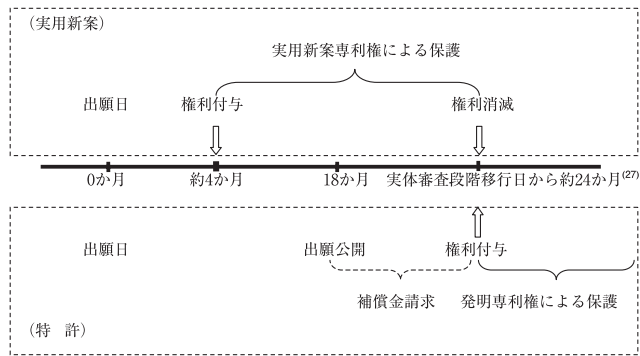
請求権の行使と特許権の行使の関係についての相違点を考慮し、模倣されやすいものについては権利取得の際、中国においては発明専利出願のみならず、実用新案専利出願との併用を考慮に入れるべきである。

同じ技術的思想の創作について、日本法では二重出願は禁止されている。すなわち、異なる日に特許出願も実用新案登録出願も提出した場合、出願人が同一である場合、最先の出願のみ権利を付与されることになる（日本特許法第39条1項）。また、同日に特許出願も実用新案登録出願も提出した場合、出願人が同一であれば、実用新案登録出願が既に登録されているならば、事実上協議が不能となり、実用新案登録について訂正審判して権利範囲を訂正しない限り、実用新案登録の無効理由となり（日本実用新案法第37条）、特許出願は特許を受けることができないことになる（日本特許法第39条4項）。

一方中国においては、二重登録は禁止されているが、二重出願は禁止されていない。すなわち、異なる日に発明専利出願も実用新案専利出願も提出した場合、出願人が同一である場合最先の出願のみ権利を付与されることになる（中国専利法第22条2項<sup>(26)</sup>）。同日に発明専利出願も実用新案専利出願も提出した場合、出願人が同一であれば、実用新案専利出願がまだ権利付与されていない時、出願人が選択又は権利範囲の補正により登録権利を選べる。一方、実用新案専利出願が既に権利付与された場合、実用新案専利権はまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ「同時出願の説明」を行ったならば、発明専利出願の権利範囲の補正のみならず、実用新案専利権の放棄によって、権利の重複付与を回避することができる。この場合、実用新案専利権は発明専利権の査定公告日より消滅する。

出願後直ちに発明者が自己の発明を実施する場合、出願公開前であって第三者に模倣容易であることや、出願公開後から専利権付与前までの第三者による実施行為を差止できないこと、さらに前述したように専利権者が仮保護期間内に実施された行為に対して補償金請求権の行使をしようがしまいが、専利権付与後に行われた後続的行為については何らの請求もできない、との事情を考慮すると、実用新案専利出願と発明専利出願とを同日に行えば、発明専利権付与まで、本来受けるべき発明の保護を出願公開によって著しく弱めることを、設定された実用新案権より回避することができる。

発明専利出願と実用新案専利出願と同日に行う場合、権利行使の使い分けイメージ図1は以下とおりである。



(図1 発明専利出願と実用新案専利出願の同時出願による保護)

## (2) 早期公開

特許出願後直ちに特許出願人が自己の発明を実施する場合、出願から1年6カ月経過するまでの実施についての補償金請求をできないとするのは不都合であるため、日本特許法第64条の2第1項柱書において、特許出願人は所定の場合を除き出願公開の請求をすることができるとしている。また、同条第2項において、出願公開の請求は、取り下げることができないと規定している。

一方中国においても、出願人は早期公開の請求をすることができる(特許法実施細則第46条<sup>(28)</sup>)。

## 5. まとめ

本稿では、中国の補償金請求権に関する法律、判例等を日本と比較し、日本とは似て非なる中国の補償金請求権を紹介した。日中間では、補償金請求制度の存在や、補償金請求権を行使することが可能な時期、損害賠償金より低額となる補償金額、差止請求権の不存在、補償金請求権を行使することが可能な発明の技術的範囲の面において類似しているものの、補償金請求権の発生要件や、特許権の行使の妨げ、補償金請求権の時効、補償金対象たる行為、特許無効とされた場合の既払い補償金の返還義務の面において相違している。本稿では特に、補償金請求が認められる実施行為の後続的行為であって、その行為について特許権付与された後に差止請求・損害賠償請求の認否について、日中間の相違点を分析しながら、実用新案登録出願と特許出願の二重出願に関する日中間の異なる扱いを利用して、中国において発明専利出願の公開による発明の過小保護を避ける方法を提案した。中国の特許実務

を行う読者の参考となれば幸いである。

## 注

- (1) 「単位」は中国社会において最も基本的な社会組織であり、諸自然人は組織である「単位」に帰属する。企業法人のほか、国家機関や、団体、テレビ局、新聞社、学校、病院なども「単位」の例としてよく挙げられる。
- (2) 中国の「専利法」は、発明に係る権利、実用新案に係る権利及び意匠に係る権利の3つの類型を規律しており、日本における特許法、実用新案法及び意匠法に相当する。以下、発明に関わる権利について、中国の専利法のみ範囲において説明する時は「発明専利」と称し、日本の特許法及び中国の専利法の両方の範囲または日本の特許法のみ範囲において説明する時は「特許」と称する。
- (3) 例えば、中国上海市高级人民法院2009年11月13日(2009)滬高民三(知)終字第109号判決〔艾尔派克有限公司v.上海尼禄国际贸易有限公司不正競争紛争控訴事件〕において、裁判所は、「発明専利の仮保護期間による実施料給付請求権は事後的救済手段たる性格を持っており、その実施料給付請求権は出願が権利付与された後、即ち出願人が権利者になった後でなければ行使できない。」と判示した。
- (4) 特許庁『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説』(発明協会、第18版)290頁
- (5) 王勁松「評析、江蘇省高级人民法院(2000)蘇知終字第84号判決〔蔣柏平v.李磊専利出願公開後専利権付与前実施料支払い及び専利権侵害事件〕」(江蘇省南京市中级人民法院)
- (6) 中国北京市第一中级人民法院2004年8月6日(2003)一中民初字第8425号判決〔北京中乾機電有限責任公司v.北京清大科技股份有限公司発明専利の仮保護期間実施料及び専利権の侵害紛争事件〕本件の対象専利は、出願公開日は2000年4月9日であり、権利付与日は2003年6月25日であった。裁判所の実事調査によると、被告である北京清大科技股份有限公司は、2001年1月~2003年7月間と2003年8月~2004年1月間での対象製品による売上総利益がそれぞれ38,477,544元(≒3848万元)と6,353,338元(≒635万元)であった。そして、裁判所は、対象製品の製造期間、製造量及び対象技術が製品に対する寄与度を参酌して、本件の仮保護期間実施料及び権利侵害賠償金としてそれぞれ1818万元と722万元を命じた。
- (7) 中国浙江省寧波市中級人民法院2008年12月1日(2007)甬民初字第339号判決〔南京優凝舒布洛克建材有限公司v.浙江省寧海県胡陳郷人民政府等発明専利仮保護期間実施料紛争事件〕において、裁判所は、「発明専利の仮保護と発明専利権の保護との差異を考慮すれば、仮保護期間の適応な実施料は、専利権侵害の損害賠償とは異なるものであり、その適応な実施料は、販売量や販売価格を参酌して確定すべきである」と判示した。
- (8) 吉藤 幸朔著・熊谷 健一補訂『特許法概説』(有斐閣、2011年11月30日、第13版)404頁
- (9) 中国・民法通則 第118条 公民、法人はその著作権(版

権)、特許権、商標専用権、発見権、発明権及びその他の科学技術成果権が剽窃、改竄、偽りなどの侵害を受けた場合、侵害停止、影響除去、損害賠償を請求する権利がある。

(10) 例えば、中国上海市高級人民法院 2009 年 11 月 13 日 (2009) 滬高民三 (知) 終字第 109 号判決 [艾爾派克有限公司 v. 上海尼祿國際貿易有限公司不正競争紛争控訴事件] において、裁判所は、専利法第 11 条の規定「第十一条 発明及び実用新案の専利権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、いかなる部門又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない…」と同法第 13 条の規定「発明専利出願の公開後、出願人はその発明を実施する単位又は個人に対して相応の費用の支払いを要求することができる。」を照らし合わせるにより、仮保護期間について実施料の給付請求権のみが設定されており、差し止め請求権の設定がないことを明らかにした。

(11) 中国最高人民法院 2011 年 11 月 20 日 (2011) 民提字第 259 号判決 [深圳市坑梓自來水有限公司 v. 深圳市斯瑞曼精細化工有限公司, 深圳市康泰藍水處理設備有限公司發明專利權侵害紛争再審事件]

(12) 例えば、日本の知的財産高等裁判所は、平成 22 年 5 月 27 日平成 21 年 (ネ) 第 10006 号 補償金等請求控訴事件 [ゴルフクラブヘッド事件]。

(13) 司法解釈とは、中国の最高人民法院が裁判活動における法令の具体的適用の問題について行う解釈、及び、最高人民検察院が検察活動における法令の具体的適用の問題について行う解釈を意味する。最高人民法院の司法解釈は下級の人民検察院を拘束し、最高人民検察院の司法解釈は下級の人民検察院を拘束する。

(14) 中国・最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 (2009 年 12 月 28 日公布) 第 7 条 2 項 権利侵害で訴えられた技術方案に、請求項に記載された全ての技術的特徴と同一あるいは同等なものが含まれている場合、人民検察院はそれが専利権の保護範囲に入っていると認定しなければならない。請求項に記載された全ての技術的特徴と比べて、権利侵害で訴えられた技術方案の技術的特徴に、請求項に記載された技術的特徴が 1 つ以上不足している、或いは同一でもなく、同等でもない技術的特徴が 1 つ以上ある場合には、人民検察院はそれが専利権の保護範囲に入っていないと認定しなければならない。

(15) 中山 信弘『新・注解 特許法【上巻】』(青林書院, 2011 年 4 月 26 日, 初版) 964 頁

(16) 前掲・特許庁『工業所有権法 (産業財産権法) 逐条解説』209 頁

(17) 最判昭和 63 年 7 月 19 日民集 42 卷 6 号 489 頁 [アースペルト事件] 判決

(18) 中島 敏 (翻訳)『中国特許法詳解』(発明協会, 初版) 112-113 頁

(19) 竇 玉梅「U 盤専利保護中的問題」(中国法院網)

(20) 前掲・特許庁『工業所有権法 (産業財産権法) 逐条解説』210 頁

(21) 河野 英仁『判例に見る中国特許訴訟の全貌 - 中国の知財

実情と主要判例の徹底解説集 -』(株式会社 情報機構, 2012 年 10 月刊行)『第 5 章 中国における均等論の解釈 - 均等論の解釈と環境技術に対する差止の拒否 - 深セン市斯瑞曼精細化工有限公司 v. 深セン市康泰藍水處理設備有限公司』この事件では、被告製品の技術的範囲の属否が激しく争われた。原審である中級人民法院及び控訴審である高級人民法院共に異なるアプローチで均等侵害を認めた。

(22) 中国専利法 (2000 年改正) 第 63 条 2 項 ある者が特許権者の許諾を受けずに製造され、かつ、販売された特許製品又は特許の方法により直接得られた製品であることを知らずに生産及び営業の目的で使用又は販売する場合、その製品の合法的な供給源を証明することができるとき、その者は賠償責任を負わない。(2009 年改正後の現行法では第 70 条に変更された。)

(23) 前掲・吉藤 幸朔著・熊谷 健一補訂『特許法概説』(有斐閣, 2011 年 11 月 30 日, 第 13 版) 406 頁。

(24) 前掲・中国専利法 (2000 年改正) 第 63 条 2 項によれば、第三者の善意的使用又は販売行為について善意使用・販売の抗弁が認められるが、善意的であっても製造行為や輸入行為については、同条の抗弁が認められない。

(25) 中国専利法 (2009 年改正) 第 47 条 2 項 特許権無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民検察院が下し、かつ既に執行された特許権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された特許権侵害紛争の処理決定、及び既に履行された特許実施許諾契約又は特許譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。但し、特許権者の悪意により他者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。

3 項 前款の規定に従い、特許権侵害の賠償金、特許使用料、特許権譲渡料を返還せず、公平の原則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。

(26) 中国専利法 (2009 年改正) 第 22 条 2 項 新規性とは、当該発明又は実用新案が既存の技術に属さないこと、いかなる部門又は個人も同様の発明又は実用新案について、出願日以前に國務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された特許出願文書又は公告の特許文書において記載されていないことを指す。

(27) 中国特許庁が発表した「特許審査業務『第 12 次 5 カ年』計画 (2011-2015)」によれば、2010 年まで発明専利の審査周期 (実体審査段階移行日から案件終結日までの期間) は約 24 カ月、実用新案の案件終結周期 (出願日から案件終結日までの期間) は約 4 カ月、それぞれ短縮された。また当該計画によると、2015 年までに、発明専利の審査周期は 22 カ月前後に短縮され、実用新案の案件終結周期は 3 カ月以内に保たれる。本稿では、2010 年時点のデータを審査周期 (案件終結周期) の例として挙げている。

(28) 中国専利法実施細則 (2010 年改正) 第 46 条 出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合は、國務院特許行政部門に申し出なければならない。國務院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに公開しなければならない。

(原稿受領 2013. 2. 1)